

「健康保険医療費のお知らせ」に関するQ&A

Q1	マイナポータルでも医療費控除に利用出来る「医療費通知情報」が見られるのですか？
A1	<p>マイナンバーカードを健康保険証として利用していただいた場合、受診した医療機関等の名称・窓口負担相当額など保険医療を受けた記録「医療費通知情報」がマイナポータルから閲覧出来ます。 (原則、毎月11日に前々月診療分の医療費通知情報が更新されることとなっています。)</p> <p>また、医療費控除に使用するための1年分の医療費通知情報(xml データ形式)は、例年、原則2月9日に申告年分の1月から12月分までの情報が一括で取得可能となっており、当健保の「健康保険医療費のお知らせ」と同様、領収証を保管・提出する必要がありません。 更に医療費控除に使用できる「医療費通知情報」をマイナポータル連携で取得した場合、確定申告時に「医療費通知情報」を読み込むことで医療費を自動入力することができます。</p> <p>※医療費控除の手続きに関する詳細は、税務署にお問い合わせをいただくか、国税庁のホームページをご確認ください。</p>
Q2	「健康保険医療費のお知らせ」とマイナポータルで閲覧出来る「医療費通知情報」と異なる点はありますか？
A2	<p>マイナポータルで閲覧出来る「医療費通知情報」は、保険医療機関(病院・薬局等)が地域ごとに定められた審査支払機関を通じ提出された請求(レセプト[診療報酬明細書])から抽出されるため、審査支払期間での取り扱いにならない情報(例えば整骨院での受診など)は表示されません。 また、シャープ健康保険組合が公開している「健康保険医療費のお知らせ」には被扶養者分も含まれる点が異なります。</p> <p>ただし、マイナポータルの「医療費通知情報」の場合、マイナポータルでの代理人設定を行うことにより、ご家族の方等の医療費通知情報を閲覧することが可能です。 代理人設定についてはマイナポータルの関連HPをご確認ください。 ※デジタル庁サイト「マイナポータル関連HP」 マイナポータル連携で家族(配偶者や子ども等)の医療費通知情報を取得する方法を教えてください。 よくある質問 マイナポータル</p>
Q3	「健康保険医療費のお知らせ」をいつから確定申告の手続きとして使うことができるようになりましたか？
A3	平成29年度税制改正により、平成29年分所得税の確定申告時から使用できることになりました。
Q4	「健康保険医療費のお知らせ」で確定申告する場合、領収書等の添付や保存はしなくてよいのでしょうか？
A4	<p>「健康保険医療費のお知らせ」に記載されている医療費について、領収書の添付は不要です。 また、「健康保険医療費のお知らせ」に記載されていない医療費については、これまで通り領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成してください。 税務署に提示・提出を求められる場合がありますので、念のため領収書は5年間保存しておいてください。</p>
Q5	「健康保険医療費のお知らせ」に掲載されている自己負担額(医療費の額)が、実際に支払った自己負担額と一致していない場合や医療機関等の名称がすべて記載されていない場合は、どのように申告すればよいのでしょうか？
A5	<p>申告者自身で実際に負担した額を訂正して申告してください。(訂正印は不要です) また、医療機関名等の名称を追記してください。</p>
Q6	医療費控除の申告は、過去5年間遡って申告することができますが、「健康保険医療費のお知らせ」を発行してもらえるのでしょうか？
A6	<p>過去分は原則発行できません(毎年同様の告知を行っており、2年間相応の期間として公開済)。 令和5年分医療費は、令和6年2月・3月分の「健康保険医療費のお知らせ」を使用してください。</p>

「健康保険医療費のお知らせ」に関するQ&A

Q7	「医療機関等の自己負担額」の端数処理と「健康保険医療費のお知らせ」に記載されている自己負担額の端数処理が異なりますが、「健康保険医療費のお知らせ」に記載されている自己負担額で申告しても問題はないのでしょうか？
A7	そのまま申告に使って頂いても差し支えありません。 もし、自己負担額の方が多い場合は、実際に負担した金額を訂正して申告することが出来ます。 (「A3」に記載の通りです。) ※「健康保険医療費のお知らせ」は、医療機関からの診療報酬点数に基づき、1円単位で算出しています。 しかし、病院・薬局などの医療機関窓口では10円単位に四捨五入し、請求することが認められています。
Q8	「健康保険医療費のお知らせ」に記載されていない「医療機関等の自己負担額」は、どのように手続きすればよいのでしょうか？
A8	従来どおり領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成して、申告してください。 医療費等の領収書も5年間保存する必要があります。
Q9	令和6年1月から令和6年12月分までの医療費通知の作成を依頼することはできますか？
A9	令和7年4月以降であれば作成する事ができます。「健康保険 各種証明書交付依頼書(様式番号9)」によって、健康保険組合へ依頼してください。※「健康保険 各種証明書交付依頼書」は、健康保険組合のホームページ(http://kenpo.sharp.co.jp)から入手できます。
Q10	保険診療外の医療費や市販薬の購入費、医療機関等へ受診するための交通費は、どのように申告すればよいのでしょうか？
A10	領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付のうえ申告手続きをしてください。 *医療費等の領収書は、5年間保存する必要があります。
Q11	装具、コルセット等の治療用装具、はり・きゅう・マッサージ等の取扱いはどのようになるのでしょうか？
A11	「健康保険医療費のお知らせ」には記載されていませんので、ご自身でお持ちの領収書と給付金支給決定通知書によって、申告してください。 なお領収書を紛失してしまった場合は、「健康保険 各種証明書交付依頼書(様式番号9)」により健康保険組合へ証明書交付を依頼してください。※「健康保険 各種証明書交付依頼書」は、健康保険組合のホームページ(http://kenpo.sharp.co.jp)から入手できます。
Q12	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)との関係を教えてください。
A12	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は2017年1月から当初5年間の予定で始まりましたが、内容が見直されて2022年1月より更に5年間延長となり適用されています。 一定の条件(申告する年に対象となるOTC薬を世帯で12,000円以上購入し、予防接種・健康診断など健康のための一定の取り組みを行い領収証や通知結果を保管)を満たした場合に、所得控除を受けられる仕組みですが、「セルフメディケーションによる所得控除」と「従来の医療費控除」を併用は出来ませんので、どちらを申告するかはご自身で選択してください。 尚、OTC医薬品は保険診療の対象外であるため、「健康保険医療費のお知らせ」の記載に含まれていません。 ※国税庁サイト「セルフメディケーション税制と通常の医療費控除との選択適用」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1131.htm セルフメディケーション税制の対象医薬品に該当するかどうかは、購入時に薬局の薬剤師に確認してください。(厚生労働省のホームページ上でも詳細について情報が公開されています。) ※厚労省サイト「セルフメディケーション税制について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html

「健康保険医療費のお知らせ」に関するQ&A

Q13	健保組合の給付金のしくみを教えてください。
A13	<p>シャープ健康保険組合の給付金は、「高額療養費」に健康保険組合独自の「付加給付」の加算があります。支払われた医療費から 25,000円 を控除した差額分が、おおむね3ヶ月後の給与に自動的に給付されますので、<u>手続きは不要です</u>。「シャープ電子給与システムの給与明細」および「健康保険医療費のお知らせ」で確認できます。</p> <p>*シャープ電子給与明細システムを導入されていない事業所の従業員は、健保組合より「健康保険給付金決定通知書」の文書(封書)でお知らせしています。</p> <p>*付加給付の支給条件：①1ヵ月ごと(暦月単位) ②受診者ごと ③1医療機関ごと ④入院・通院ごと ⑤診療科(医科・歯科など) ※支給額は100円未満切捨て</p>
Q14	「健康保険医療費のお知らせ」に記載されていない「公費負担額」などがある場合は、どのようにすればよいのでしょうか？
A14	<p>公費負担医療、自治体独自の医療費助成など、「健康保険医療費のお知らせ」に反映されていないものについては、申告者自身で実際に最終自己負担した額に訂正して申告してください。</p> <p>お住まいの地域ごとに医療費助成内容(最終的なご自身が支払う上限額)が異なり、また不定期に各自治体で助成内容の見直しが行われている為、健康保険組合がリアルタイムに正しく全ての情報を把握することは難しい状況です。</p> <p>この為、医療費助成制度適用の届出をいただいた対象者の自己負担額は「医療費のお知らせ」上では一律自己負担額0円で表示されています。お手数ですが最終的なご負担額に修正のうえ、申告をしてください。医療費助成対象者でないのに自己負担額が0円と表示されている場合、健康保険組合までご連絡をお願いします。※「健康保険 医療費助成該当届(様式番号83)」による手続きが必要です。</p>
Q15	分娩に伴い、健保組合給付金の(家族)出産育児一時金の取扱いはどのようになるのでしょうか？
A15	「健康保険医療費のお知らせ」には記載されていないので、申告者自身で、健康保険組合または生命保険会社等で補填された額を差し引いて申告してください。
Q16	シャープ電子給与明細システムにパスワードを忘れたのでログインできません。
A16	「パスワードを忘れたら」をクリックし、ワンタイムパスワード発行の手続きを取ってください。
Q17	シャープ電子給与明細システムに公開されている「健康保険医療費のお知らせ」のPDFダウンロード用に設定したパスワードを忘れてしまいました。
A17	シャープ電子給与明細システムにログイン後、パスワード変更手続きを取ってください。(ログイン後、表示画面の最上部の「登録情報変更」メニューを選択し、「パスワード変更」メニューに入っていれば、そこから「PDFパスワード」の新規設定手続きが可能です。)
Q18	WEBでは「健康保険医療費のお知らせ」が確認できない事業所に勤務しています。どうすれば良いのでしょうか？
A18	WEBでの確認が出来ない事業所にお勤めの方には、別途「医療費のお知らせ(及び対象者の方にジェネリック通知書)」を封書にて発送いたしますので、そちらをご確認ください。(シャープ健康保険組合から総務部[あるいは管理部]を経由して2月中に発行いたします。)

「健康保険医療費のお知らせ」に関するQ&A

Q19	WEB上で確認しましたが、「健康保険医療費のお知らせ」に旧姓で記載されています。戸籍名での発行は可能ですか？
A19	記載名は電子電話帳に登録の氏名が記載されます。 戸籍名での発行をご希望の場合は、「健康保険 各種証明書交付依頼書(様式番号9)」により健康保険組合へ証明書の交付を依頼してください。※「健康保険 各種証明書交付依頼書」は、健康保険組合のホームページ(http://kenpo.sharp.co.jp)から入手できます。
Q20	「健康保険医療費のお知らせ」に受診した内容が表示されていません。
A20	「健康保険医療費のお知らせ」は、健康保険組合宛てに各医療機関(病院・薬局等)から請求(レセプト[診療報酬明細書])が届いた場合のみ、表示されます。(もし健康保険組合に請求が届いていない場合は、表示されません。 通常、受診月の3ヶ月後に表示されますが、もし医療機関からの請求に遅れや誤りがあった場合は表示されないことがあります。また審査機関による医療機関からの請求差戻しや決定内容などにより、診療を受けた医療機関が全て表示されない場合や、支払われた金額が必ずしも一致しない場合があります。) ※「健康保険医療費のお知らせ」に記載がない場合は 実際に受診された医療機関名、負担した金額等をご自身で追記し、申告することが出来ます。(この場合は領収書の保存が必要です。)
Q21	ダウンロードした医療費通知データを使い、電子申告による確定申告の手続きは出来ますか？
A21	申し訳ございませんが、現状 給与明細システムで公開している医療費通知情報データは電子申告による確定申告のファイル形式(xml形式)に対応出来ておりません。恐れ入りますが、医療費通知を印刷いただき、ご利用をお願い致します。 なお、令和3年9月診療分以降の医療費通知情報(保険診療分)がマイナポータルから順次閲覧できるようになりました。この医療費通知情報は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)と連携することで医療費控除の申告手続きに活用できます。 (「A1」に記載の通りです。) ※デジタル庁サイト「マイナポータル関連 HP」 医療費通知情報の更新日について教えてください。 よくある質問 マイナポータル (myna.go.jp)